●「通級による指導」とは…

一般学級に在籍している児童生徒のうち、一般学級の学習におおむね参加できる児童生徒に対して、個々の障害の状態に応じた特別な指導（自立活動など）を特別の指導の場で行う教育形態のことです。

●横浜市には、

難聴通級指導教室　　[通称:きこえの教室]

言語障害通級指導教室[通称:ことばの教室]

弱視通級指導教室

情緒障害通級指導教室(含むLD/ADHD)

[通称:まなびの支援教室]

が設置されています。

●横浜市の「まなびの支援教室」は、

・知的発達の遅れがなく、一般学級での学習におおむね参加できる

・行動面、情緒面、対人関係、社会性、コミュニケーション、学習能力の一部に様々な問題を抱えている

・現在の一般学級における適応に困難を示す、あるいは将来の自立と社会参加に困難を示すことが予測される

・発達障害もしくは類する特性を有する（診断を受けているとはかぎらない）

児童を対象としています。

横浜版学習指導要領

特別支援学校・個別支援学級・通級指導教室編より

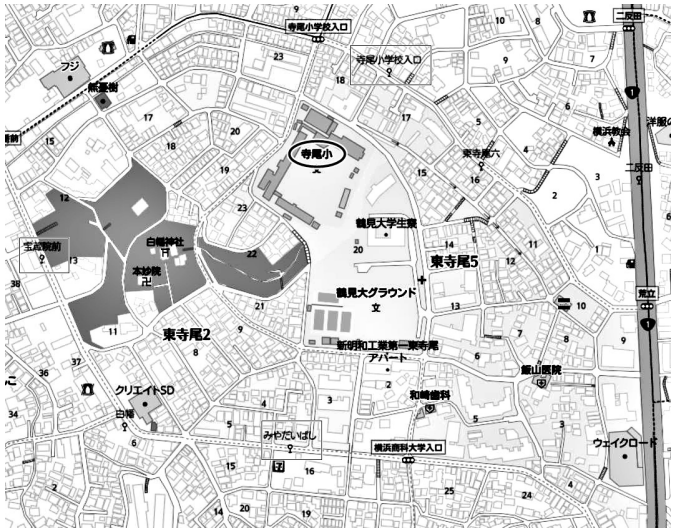

[交通]

JR　鶴見駅西口より

市営バス38系統 「横浜駅西口行」「東神奈川駅西口行」

「宝蔵院前」 下車徒歩5分

市営バス38系統 「循環・鶴見駅西口行」

「寺尾小学校入口」 下車徒歩2分

JR　鶴見駅西口より

市営バス41系統 「川向町・新横浜駅行」

「宝蔵院前」 下車徒歩5分

JR　横浜駅東口より

市営バス7系統「川崎駅行」 市営バス29系統「鶴見駅行」

「荒立」 下車徒歩5分

東急東横線　菊名駅東口（横浜銀行前）

市営バス41系統 「鶴見駅西口行」

「宝蔵院前」下車徒歩5分

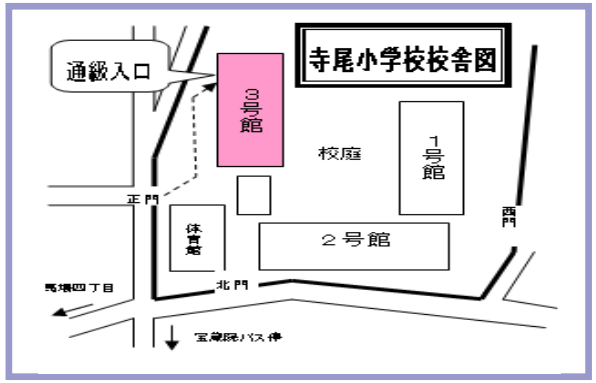

横浜市立寺尾小学校
まなびの支援教室

教室案内

〒230-0077
横浜市鶴見区東寺尾5丁目19-1
TEL/FAX:045-585-5959(通級指導教室直通)

●こんな願いをもつ子どもたちが学んでいます
・友だちと仲良く遊びたい
・思っていることをわかりやすく伝えたい
・話を聞いて、よくわかるようになりたい
・学校生活や遊びのルールをきちんと守りたい
・相手の気持ちや状況を考えられるようになりたい
・静かに待てるようになりたい
・気持ちや行動を調整できるようになりたい

●指導の方針
　通級する児童の障害の状態や発達段階、特性等に応じて情緒の安定を図りながら、その可能性を最大限に伸ばすことによって二次的・三次的な問題の発生を予防することを大切にしています。
　そして、家庭、在籍している学級や学校、さらには地域社会など、それぞれの環境に主体的に参加していけるように、また将来の自立と社会参加を見通して一人一人の状態を総合的に改善・克服できるようにしています。

●指導体制
　学年・状態、特性等の実態をもとに小集団を構成し、ティーム・ティーチングによるグループ指導を基本に行います。
　必要に応じて個別指導も行います。

●指導時間
　午前のグループ指導は 9:00～11:00、午後のグループ指導は 14:00～16:00で、月1回～月2回程度のペースで指導を行います。

●活動内容とねらい(例)

始めの会
注目
傾聴
一斉指示での行動
姿勢保持
見通しをもつ
めあてをもつ
発言のルール

特活
相手を意識したコミュニケーション
話合い・意見の調整
状況に合った行動
人との関わり方
自己理解
感情理解・コントロール

体育
日常生活の動作
身体イメージ
動きのコントロール
ルール理解・遵守
運動機能の向上
相手意識
チームプレー
勝敗の受容
気持ちの切り替え
感情のコントロール

休憩時間
休み時間の過ごし方
友だちとの関わり方
時間の意識
活動の切り上げ

図工
指示理解
手順の理解
集中
完成まで取り組む
巧緻性の向上
相談・援助要求
助言の受け入れ
時間の意識
活動の切り上げ

ゲーム
ルールを守る
勝敗の受容
同年代との遊び方
楽しく遊ぶ経験
感じのよい振る舞い

終わりの会
活動・行動の振り返り
経験のポジティブな想起
次への見通し

●保護者及び在籍校との連携

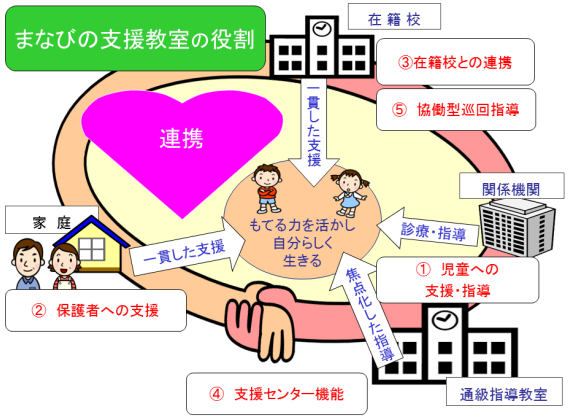

・保護者
(1)通級指導には保護者の付き添いが必要です。
　登下校は、原則として公共交通機関利用となります。
(2)子どもが指導を受けている間、保護者と担当者とでグループ懇談(必要に応じて個人懇談)を行います。

・在籍校
(1)担任者会/指導参観を通して、通級での指導方法や内容について理解していただいたり、適切な接し方や指導方法についての情報交換を行ったりします。
(2)通級担当者が在籍校を訪問し、授業参観や情報交換を行います。
(3)個別の指導計画作成にあたってのアンケートに記入していただいたり連絡帳を活用したりして、連携を図って支援を行います。

・関係機関
　市地域療育センターと情報交換や合同事例検討会などで連携を図ります。

・通級指導教室支援センター機能
　特別支援教育コーディネーター連絡協議会に参加したり、学校からの要請を受けて研修の講師をしたり、通級に在籍していない児童生徒に支援を行ったりします。

・協働型巡回指導
　通級指導教室を利用する児童の在籍校に、通級担当教員が巡回訪問します。